

保護者の皆様へ

稲沢市子ども健康部保育課

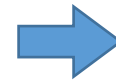
## 幼児教育・保育の無償化制度のご案内（預かり保育）

1号認定を受けて認定こども園（教育部分）や幼稚園を利用している子どもが預かり保育を利用する場合、「施設等利用給付認定 **新2号認定** または **新3号認定**」を受けると、預かり保育も無償化の対象となります。

- 預かり保育の無償化の対象となるには、「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。
- 預かり保育利用料は、これまでどおり、一旦利用施設にお支払いください。（後日還付）
- 利用施設（または稲沢市）から配布される申請書に、必要事項を記入し必要書類を添付のうえ、利用施設に提出してください。

### 1. 施設等利用給付認定とは

子どもの年齢	所得制限	保育の必要性	認定区分
3歳から5歳（年少から年長）	制限なし	必要性あり	新2号認定 新3号認定
満3歳	市町村民税非課税世帯のみ	必要性あり	



### 2. 保育の必要性とは

新2号または新3号認定を受けるためには、父・母ともに次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当している必要があります。

保育を必要とする理由	内容
(ア) 就労	月に実働60時間以上の就労をしている場合 農業は、上記に加えて耕作面積が30アール（≒3反）以上ある場合
(イ) 妊娠・出産、疾病等	出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがある場合（注1）
(ウ) 介護等	子どもと同居・別居もしくは長期間入院中の親族の介護や看護にあっている場合
(エ) 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合
(オ) 求職活動（注2）	求職活動もしくは起業の準備を <u>継続的</u> に行っている場合 （ただし、求職開始日から90日目の属する月末までの認定となります。）
(カ) 就学	月に60時間以上、学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合（通信教育も対象）※趣味の講座やカルチャースクール等は対象外
(キ) その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

注1 妊娠・出産の場合は、原則として産前産後8週間ずつ（多胎妊娠の産前期間にあっては14週間）をいい、認定の期間は、最長で産前8週間の始まる日から産後8週間の属する月末までとします。

注2 求職活動を理由とする預かり保育を無償化の対象とするかどうか、現在、国において検討されています。検討結果によっては、無償化の対象外となることがあります。

（裏面もご確認ください。）

### 3. 預かり保育の無償化の基本的な流れ

- ① 施設等利用給付認定申請書を提出 【保護者→施設→市】  
↓ ※申請書提出前に利用した預かり保育は、無償化の対象となりません。
- ② 保育課において認定の要否を決定・通知 【市→施設→保護者】  
↓
- ③ 預かり保育の利用  
↓
- ④ 預かり保育利用料の支払い・領収書の受領  
↓
- ⑤ ≪3 か月ごと≫ 領収書をまとめて、還付の請求書を提出 【保護者→施設→市】  
※還付の申請書類等は別途ご案内します。

### 4. 預かり保育の無償化の範囲

月毎に、支払った利用料実績額と下表の支給限度額を比較して小さい方を支給額とします。

認定区分	支給限度額
新2号認定	日額単価 450 円×利用日数 月額上限 11,300 円
新3号認定	日額単価 450 円×利用日数 月額上限 16,300 円

問合せ先 稲沢市役所 保育課給付管理グループ  
TEL 0587-32-1297 (ダイヤルイン)